被扶養者及び夫婦共同扶養者の年収確認願いについて (令和4年分確定年収)

※年収=1月~12月の1年間で得た収入の総額

次の何れかに該当し、被扶養者資格要件が不該当となる方がいないか各自ご確認いただき、資格喪失となる方がいた場合は、速やかに被扶養者資格喪失に伴う申請を各事業所経由でご提出ください。

【被扶養者資格喪失となるパターン】

※年収とは・・?

(給与、不動産収入、年金収入、雇用保険失業給付等)

- ■令和4年分の被扶養者年収が130万を超えていた (60歳未満)
- ■令和4年分の被扶養者年収が180万を超えていた (60歳以上又は障害年金受給者)
- ■被扶養者の年収が被保険者の年収の2分の1以上だった
- (被扶養者がお子様の場合) 夫婦共同扶養において、被保険者・配偶者共に収入があり、相手(配偶者) の年収の方が多かった

(※夫婦共同扶養=夫婦双方の年収差額が年収が多い方の1割を超えていた場合には、原則年収の多かった方に被扶養者全員が異動となります)

例)被保険者年収400万、配偶者年収500万だった場合



年収が高い方の1割以上夫婦双方の年収差額があるため、原則 配偶者の健康保険へ被扶養者(お子様)異動となる